

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

近年、琵琶湖上において、酒気を帯びた状態の操船者による水上オートバイ等の危険な操船等が課題となっていることを踏まえ、酒気を帯びた状態での船舶の操船を禁止するとともに、正常な操船ができないおそれがある状態での船舶の操船に対する罰則の引上げ等を行うため、滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならないこととします。（第8条の2関係）
- (2) 何人も、(1)の場合のほか、薬物の影響その他の理由により、正常な操船ができないおそれがある状態で船舶を操船してはならないこととします。（第8条の2関係）
- (3) 警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が(1)に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、(4)による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができることとします。（第8条の3関係）
- (4) 警察官は、(3)の検査を行った場合において、当該船舶の操船者が(1)に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができることとします。（第8条の3関係）
- (5) 遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者が酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないとの措置を執らなければならないこととします。（第16条関係）
- (6) 遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者に対し、酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導するとの措置を執るよう努めなければならないこととします。（第16条の2関係）
- (7) 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとします。（第25条関係）

ア (1)に違反して船舶を操船した者で、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。)にあったもの

イ (2)に違反して船舶を操船した者

(8) (1)に違反して船舶(動力船に限る。)を操船した者で、身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処することとします。(第25条関係)

(9) (3)による警察官の検査を拒み、または妨げた者は、20万円以下の罰金に処することとします。(第25条関係)

(10) その他

ア この条例は、令和6年7月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。